

日本共産党埼玉県議団ほっとNEWS

2012年度NO. 23

2012年9月20日 日本共産党埼玉県議団

平和資料館に指定管理者制度導入へ 県が9月定例県議会に条例改定案提出

ぜひ議会傍聴を

9月24日から始まる埼玉県議会9月定例会に、埼玉県平和資料館（東松山市）に指定管理者制度を導入できるようにするための条例改定案が知事から提出される予定です。

指定管理者制度は、公の施設を民間企業やNPOといった法人などに運営を任せる制度で、営利企業に公的施設の管理運営を任せられるようにするものです。

指定管理者は施設の維持管理など

資料収集・整理や研究、展示は県直営で

条例改定案は、平和資料館の業務のうち資料の保存、施設（建物、設備、物品）の維持管理などを指定管理者に行わせることができるようにとしています。県の説明では、資料収集や整理、資料の調査研究や展示利用については従来通り県が直接実施することになります。入館料は指定管理者の収入となり、現在と同額（一般100円、大学生・高校生50円）を上限に指定管理者が定められることとなります。

すべての業務を指定管理者に任せない理由として、県民から県に寄託された3万点もの資料を指定管理者に丸ごとゆだねるのは難しいこと、平和教育の施設として位置づけていることなどをあげています。

2013年4月実施、短期間で実施へ

運営協議会のあり方は「見直し」

改定条例の実施は開館20周年となる2013年4月から。新たに指定管理者制度を導入する手続きとしては、通常よりも短い期間でやろうとしています。

学識経験者や学校関係者、地元市や遺族会、平和運動団体などで構成する平和資料館運営協議会については、指定管理者導入後のあり方について検討中だと説明。形態変更や廃止の可能性が出ています。

10月9日委員会、15日本会議の傍聴を

埼玉県平和資料館は県民運動によって1993年に開館しました。県立の平和資料館は全国的にも珍しく、高い評価を受けています。

条例改定案は県議会に提出後、10月9日（火）に総務県民生活常任委員会で審議・採決され、9月県議会最終日の同15日に本会議で採決される予定です。県民の皆様の傍聴をお願いします。

条例改定案の撤回、平和資料館の充実を 「戦争展実行委員会」が要望書

9月20日、「平和のための埼玉の戦争展」実行委員会から県議会各会派に対し、平和資料館に指定管理者制度を導入するための条例改定案の撤回と、平和資料館の充実を求める要望書が提出されました。

要望書は、平和資料館のような学習・教育施設には指定管理者制度はなじまないと指摘。日本をめぐる国際環境が複雑かつ厳しいものとなっている今こそ平和資料館の果たすべき役割は大きいとして、今後とも県直営で運営されるよう求めています。